

## 年金受給者だより (No.85) 正誤表

年金受給者の皆様へお送りした「年金受給者だより (No.85)」に誤りがありましたので、お詫びし、訂正させていただきます。

なお、ホームページに掲載されている「年金受給者だより (No.85)」につきましては、訂正が反映したものととなっておりますことを申し添えます。

頁	箇所	誤	正
4	年金を支給する単位が 100 円単位から 1 円単位に変わります。	○変更する時期については、次のとおりです。 ① (省略) ②平成 27 年 10 月 1 日以降に最初に年金額が改定されたとき	○変更する時期については、次のとおりです。 ① (省略) ②平成 28 年 4 月の年金額改定時